

芸術文化振興ビジョン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 芸術文化振興ビジョンの策定にあたり、芸術文化の担い手である県民一人ひとりや、企業、各種団体、行政などさまざまな主体による参画と協働のもと、芸術文化の振興と、芸術文化を活かした豊かな社会づくりに積極的に取り組むための方策等を検討するため、芸術文化振興ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本県の今後の芸術文化振興方策の検討に関すること。
- (2) 本県の今後の芸術文化を活かした豊かな社会づくりの方策の検討に関すること。
- (3) その他、芸術文化振興ビジョンの策定に必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

(委員長・副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は1名、副委員長は若干名とする。
- 4 委員長は、会務を総理するとともに、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 事故その他のやむを得ない理由により委員会が開催できないと委員長が認める場合、委員長は個別に委員の意見を聴取し、委員会の開催とすることができる。

(小委員会)

第6条 委員会に、その所掌事務を分掌させるために、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 座長は、小委員会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 座長の職務及び小委員会の会議については、第4条第4項及び前条を準用する。

(謝金)

第7条 委員、又は委員長が必要と認めた委員以外の者が、会議その他委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員、又は委員長が必要と認めた委員以外の者が、委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画県民部知事公室芸術文化課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失効する。

(招集の特例)

3 この要綱の施行日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事公室長が招集する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月28日から施行する。

【芸術文化振興ビジョン検討委員会 委員】

氏名	役職	備考
加藤 隆久	神戸文化芸術会議議長、文化賞受賞者懇話会代表	委員長
石川 憲幸	兵庫県議会議員、文化振興議員連盟会長	
大上 巧	陶芸家、兵庫県工芸美術作家協会理事長	
岡本 健一	川西市文化・スポーツ振興財団常務理事	
垣内 恵美子	政策研究大学院大学教授、兵庫県立芸術文化センター運営委員	
加須屋 明子	京都市立芸術大学美術学部教授、龍野アートプロジェクト芸術監督	
門野 隆弘	神戸新聞社取締役、神戸新聞文化財団理事長	
高橋 一夫	近畿大学経営学部教授	
東音松浦 麻矢	邦楽家（長唄唄方・東友会師範）、長唄「松耀会」主宰	
服部 正	甲南大学文学部教授	
村上 裕道	京都橘大学文学部教授	
八尾 博司	兵庫県地域文化団体協議会会長、丹波文化協会会長	
柳田 竜一	兵庫県中学校長会会長、神戸市立義務教育学校港島学園校長	
山本 裕之	声楽家、神戸親和女子大学発達教育学部教授	
山本 亮三	兵庫県芸術文化協会理事長	副委員長